

出雲市監査委員告示 第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成28年5月6日に、出雲市長から平成27年度定期監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年（2016） 5月 9日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

財 政 第 3 2 号

平成 2 8 年 (2016) 5 月 6 日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成 2 7 年度定期監査に係る改善措置について (通知)

平成 2 7 年 (2015) 1 1 月 5 日付け監査第 9 3 号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき通知します。

平成27年度定期監査に対する改善措置の状況

通し番号	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
1	27	H27.11.5	監査第93号	定期監査	財政部	<p>2 基金運用益金の処理について</p> <p>基金運用益金の処理については、出雲市基金事務取扱規程第5条で「基金を所管する課長は、基金の運用により収益を生じたときは、遅滞なく調定及び支出負担行為の手続をしなければならない。」と規定している。しかし、財政課所管の出雲市財政調整基金及び出雲市減債基金の運用益金については、定期預金の満期日と同日に調定を行い基金運用収入としているものの、支出負担行為の手続によりそれぞれの基金に運用益金を積立てたのは、調定日(収入日)から7か月後であった。「剰余金による積立てや取崩しを年度末に調整し処理するため、基金の預金利子もその処理にあわせて一括処理している。」とのことであるが、運用益金の処理については、すみやかに金融機関に預け入れる等、規程に基づき遅滞なく処理されたい。</p>	平成27年度以降の基金運用益金については、収入後遅滞なく支出負担行為の手続きを行い、基金に積立てています。	財政部	財政課
2	27	H27.11.5	監査第93号	定期監査	財政部	<p>随意契約理由の検証について</p> <p>本市では、平成21年1月から地方税ポータルシステム(eLTAX)に参加、また、平成22年12月からは電子申告及び電子届出サービス、平成23年1月からは国税連携を追加運用している。以来、平成26年度までは、これらに対応するための「地方税電子申告支援サービス利用業務」は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により委託が行われてきた。</p> <p>しかし、同じ業務を行う他事業者からの価格提案等を機会に業務の内容を精査され、また、他自治体においては競争入札により委託契約を行っている事例もあり、本市においても、平成27年度から契約方法を指名競争入札に改め、5年間の長期継続契約を締結することにより、契約の透明性や公正性が確保され、契約金額も大幅に圧縮されることとなった。</p> <p>この施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適用しない契約」該当の適否については、随意契約に関する標準的な解釈や指針を示したガイドラインを策定し、その中で「単に業務内容を熟知しており信頼度が高いことや業務に精通していることのみでは契約者に限定することができない。」とした自治体もある。</p> <p>今後、当該業務に限らず「当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるか。」の慎重な検証が必要であり、全庁的に取り組むべき課題として検討されたい。</p>	全職員に対し、随意契約の適否について慎重な判断をするよう、新着情報により周知しました。	財政部	管財契約課